

農薬適正使用アドバイザーになりませんか？

県では、農薬の適正使用を推進する生産者の方を『農薬適正使用アドバイザー』として認定しています。

農薬適正使用アドバイザーとは

農薬の適正使用及び取扱に関するリーダーとして、自ら実践し、かつ、地域の農業者や生産者グループ等に対し、次の項目について適切な指導助言等を行っていただきます。

- (1) 農薬使用者が遵守すべき使用基準の厳守
- (2) 農薬の特性、病害虫及び雑草の防除に関する正しい知識の習得
- (3) 農薬の使用状況の記帳 等

認定要件

農薬取締法を遵守する県内在住の方で、地域の指導的立場にある農業者や、農薬の安全使用を実践し各種施策に積極的に参加協力する農業者で、農薬適正使用アドバイザー認定研修を修了した方を認定しています。

認定研修

農薬適正使用アドバイザーの認定を受けようとする方に対し、毎年認定研修を実施しています。受講料は無料です。

開催日等 令和7年11月18日（火）

JA 東とくしま上勝支所・阿南市情報文化センターコスモホール

令和7年11月21日（金）

農林水産総合技術支援センター（石井）・西部総合県民局美馬庁舎

※両日ともオンライン受講可能です

申込締切り 令和7年11月11日（火）まで

※ご不明な点がございましたら、最寄りの農業支援センター、または、下記の問合せ先へご連絡下さい。



問合せ先 〒770-8570

徳島県徳島市万代町1-1

徳島県農林水産部みどり戦略推進課

グリーン農業担当

電話 088-621-2411